

**2 新築に係る床面積の合計が
200m²未満の建築物**

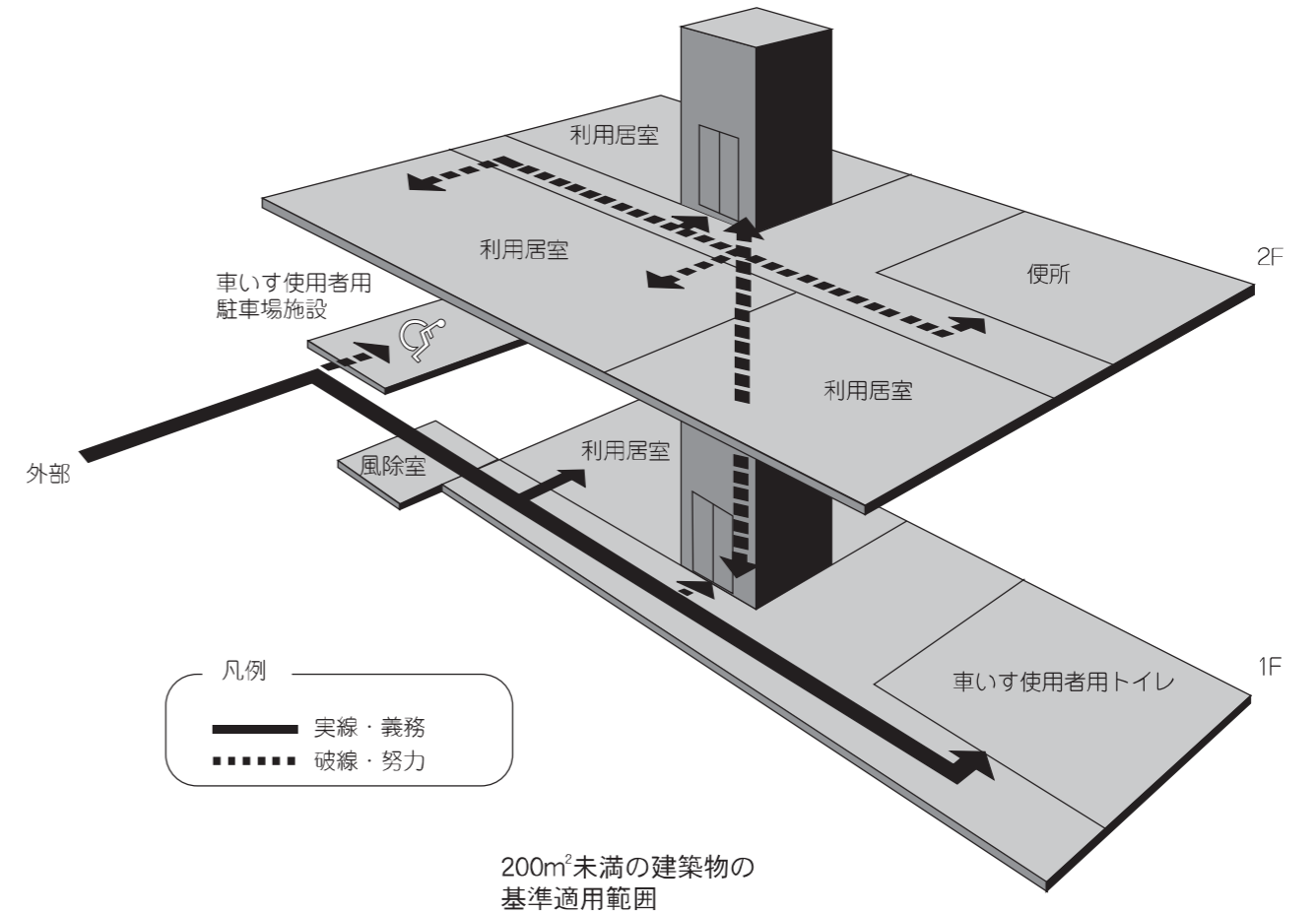


① 新築に係る床面積の合計が200㎡未満の建築物

基本的な考え方

官公庁舎を除く床面積の合計が200㎡未満の規模の小さな建物については、事業者の負担の程度を考慮して、高齢者、障害者等が当該建物を最低限利用できる範囲の出入口、廊下、便所及び敷地内の通路に関する基準を定めるものである。

整備基準	整備基準の解説	目標基準	備考
1 出入口の構造	多数の者が利用する出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。		
(1)幅	幅は、80センチメートル以上とすること。	幅は、90センチメートル以上とする。	
(2)段の規定	通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。	○通行の際に支障となる段を設けないこと。	
2 廊下等	1の項に定める構造の出入口から3の項に定める構造の便房までの経路には、通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。	○出入口から車いす使用者用便房までの経路には、通行の際に支障となる段を設けないこと。	
3 便所の構造	多数の者が利用する便所を設ける場合には、便所内に、車いす使用者が利用できるものとして次に定める構造の便房を1以上設けること。	・必要に応じ、乳幼児用のいす、乳幼児用ベッドを設ける。	
(1)設備の配置	腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置すること。		
(2)空間の確保	車いす使用者が利用できる空間を確保すること。	●200㎡未満の建築物の車いす対応便房は、1.0m×2.0m程度でも可とする。	図1
4 敷地内の通路の構造	多数の者が利用する敷地内の通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。		
(1)幅	幅は、120センチメートル以上とすること。	手すりがある場合の有効幅は、その内側で計測する。 ○幅は、140センチメートル以上とすること。	
(2)段の規定	通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくはエレベーター等を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能である場合は、この限りでない。	○ただし書は、段がある部分に呼出しボタン等を設置するなど、連絡のための措置を講じた場合に適用される。 ○通行の際に支障となる段を設けないこと。	



200㎡未満の建築物の基準適用範囲

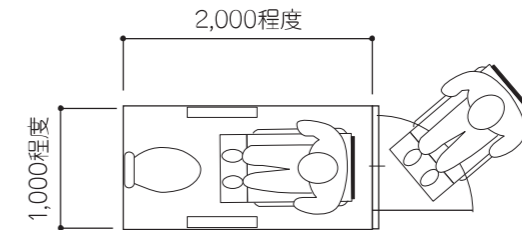


図1 200㎡未満の建築物の車いす対応便所 単位：mm

用語

車いす使用者	車いすを使用する者
車いす使用者用便房	車いす使用者が円滑に利用することができる構造の便房
多数の者	建築物を利用し、当該建築物においてサービス等の提供を受ける者